

## ○公平委員会議事規則

制 定 昭 38.10.4 規則 1

(この規則の目的)

**第 1 条** この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 11 条第 4 項の規定に基づき、公平委員会の会議（以下「会議」という。）の議事に関し必要な事項を規定することを目的とする。  
(会議)

**第 2 条** 会議は、委員長が必要と認めるとき招集する。但し、委員は、委員長に会議の招集を求めることができる。

2 会議を開くときは、委員長は、委員に対し、あらかじめ議題及び日時を通知しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(議事日程)

**第 3 条** 幹事は、会議に提出する議題について記載した議事日程を作成して、あらかじめ委員に配布しなければならない。議事日程に記載されていない事項は、委員全員の同意がなければ議題とすることができない。  
(幹事)

**第 4 条** 公平委員会が任命した事務職員は、会議の幹事となり、議長の命を受け会議の事務を行う。

(職員の出席)

**第 5 条** 委員長は、必要と認めるときは、組合職員を会議に出席させることができる。

(議決の効力)

**第 6 条** 会議の議決は、別段の定めがない限り、採決のときにおいてその効力を発生する。

(議事録)

**第7条** 議事録は、委員の承認を経て確定する。

**第8条** この規則に定めるものの外、会議の議事手続の細目については、公平委員会が定める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。